

卸売市場法（抜粋）

（都道府県卸売市場審議会）

- 第71条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

愛知県卸売市場審議会条例（昭和46年愛知県条例第54号）

（設置）

第1条 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条の規定に基づき、愛知県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、愛知県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市町村の長

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 愛知県卸売市場審議会運営要綱

### (目的)

第1 愛知県卸売市場審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項については、愛知県卸売市場審議会条例(昭和46年愛知県条例第54条)に定めるもの(以下「条例」という。)のほか、本要綱に定めるところによる。

### (会議の公開)

第2 審議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該附属機関が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開に当たっては、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員及び傍聴手続き等について、事前に公表する。

### (会議の傍聴)

第3 会議の傍聴については、別に定めるところによる。

### (会議録)

第4 会長は、審議会の会議録を作成し、会長の指名した2名の委員から署名を受ける。

2 会議録は農林水産部食育推進課で5年間保管する。

### (幹事会の運営)

第5 条例第6条に基づき開催される幹事会の運営に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

### (審議会の庶務)

第6 審議会の庶務は、農林水産部食育推進課にて処理する。

### (附則)

この要領は、平成16年10月27日より施行する。

### (附則)

この要領は、平成23年7月15日より施行する。